

社会福祉法人松江市社会福祉協議会表彰規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 民生委員・児童委員及び福祉推進員並びに社会福祉施設及び団体等の役職員で、その功績顕著な者並びに社会福祉活動が優秀な社会福祉施設・団体及び社会福祉活動に協力援助した功績が顕著なものに対し、その功績を顕彰するため松江市社会福祉協議会会長(以下本会会長という。)がこれを表彰し、又は感謝の意を表すときはこの規程による。

第2章 表彰

(表彰の対象)

第2条 本会会長が表彰するものは、次の各号に定めるものを対象とする。

- (1) 民生委員・児童委員でその功績が顕著な者
- (2) 福祉推進員でその功績が顕著な者
- (3) 社会福祉施設及び団体等の役職員でその功績が顕著な者
- (4) 社会福祉活動が特に優秀な社会福祉施設及び団体等

(民生委員・児童委員功労表彰の資格)

第3条 民生委員・児童委員功労表彰の被表彰者は、次の各号に定める条件に該当するものとする。

- (1) 民生委員・児童委員の現職であること。
- (2) 民生委員・児童委員としての在職期間が9年以上であること。

(福祉推進員功労表彰の資格)

第4条 福祉推進員功労表彰の被表彰者は、次の各号に定める条件に該当するものとする。

- (1) 福祉推進員の現職であること。
- (2) 福祉推進員としての在職期間が9年以上であること。

(社会福祉施設及び団体等功労表彰の資格)

第5条 社会福祉施設及び団体等功労表彰の被表彰者は、次の各号に定める条件に該当するものとする。

- (1) 民間及び公立の社会福祉施設及び社会福祉団体等の役職員の現職であること。
- (2) 社会福祉施設及び社会福祉団体等の役職員としての在職期間が、理事、監事及び評議員(評議員の場合は議決機関となっているものに限る。)は10年以上、職員は15年以上であること。

(社会福祉施設及び団体優良活動表彰の資格)

第6条 社会福祉施設及び団体優良活動表彰の被表彰者は、次の条件に該当するものとする。

- (1) 過去3年以上、高齢者、障害者、児童または低所得者等を対象として、他の社会福祉施設及び団体等の範となる優秀な活動を行っており、実績が顕著であること。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、第2条各号の一つに該当するものに本会会長名の表彰状及び記念品を贈呈

してこれを行う。

（勤続・従事年数の算定）

第8条 被表彰者の勤続・従事年数の算定は次のとおりとする。

- ① 被表彰者の勤続・従事年数の算定期間は、原則として当該年度の4月1日現在で算定する。
- ② 在職期間が中断している場合は、その在職期間を通算するものとする。

（表彰・感謝状の数）

第9条 表彰者等の数については、本会会長が別に定める。

第3章 感謝

（感謝の対象）

第10条 本会会長が感謝の意を表すものは、次の各号に定めるものを対象とする。

- （1）本会が行う事業に協力援助し、その功績が顕著な個人、団体及び企業。
- （2）労力的、経済的又はその他の方法によって社会福祉事業に積極的に協力援助を行い、その功績が顕著な個人、団体及び企業。

（感謝の方法）

第11条 感謝は、本会会長名の感謝状及び記念品を贈呈してこれを行う。

第4章 推薦

（候補者の推薦）

第12条 各地区社会福祉協議会及び民生児童委員協議会連合会並びに社会福祉施設・社会福祉団体等の長は、この規程に定める表彰または感謝に該当するものを候補者として、本会会長に推薦することができる。

2 本会会長は、前項の規程にかかわらず、表彰及び感謝の候補者を推薦することができる。

（推薦書様式）

第13条 前条第1項に基づく推薦は別に定める推薦書様式による。

第5章 表彰審査委員会

（表彰審査委員会）

第14条 表彰及び感謝該当者の審査並びに表彰事業に関する検討を行うために、表彰審査委員会を設置する。

（表彰審査委員会の構成）

第15条 表彰審査委員会の構成は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年9月28日から施行する。